令和2年5月12日

報道関係各位

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 交付する証明書等の交付手数料の取扱いについて

福生市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、貸付や融資等の支援制度等を利用する際に必要となる証明書等の交付手数料を徴収しないことで、支援制度利用者の負担軽減を図ることとなりました。

■概要

【適用期間】5月11日(月)受付分から当面の間

【適用する証明書等】住民票の写し、課税(非課税)証明書、印鑑登録証明書、納税証明書 【実施方法】窓口(電話予約を含む)での申請の場合、本人により申し出があった場合は交 付手数料を徴収しません。また郵送での請求の場合、申請書にその旨の記載が あった場合は交付手数料を徴収しません。

※コンビニ交付を利用した際の交付手数料には適用しません。

■対象とする支援制度

- ①福生市…中小企業振興資金融資、小口零細企業資金融資
- ②社会福祉協議会…生活福祉資金緊急小口貸付(特例貸付)、総合支援資金生活支援費(特 例貸付)
- ③東京都産業労働局…新型コロナウイルス感染症対策緊急融資
- ④日本政策金融金庫…新型コロナウイルス感染症特別貸付
- 5信用保証協会…危機関連保証
- ⑥その他…①~⑤以外で、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策のために自治体等が 実施する制度

【問合せ】総合窓口課证042-551-1595、1596